

第71号議案 長崎市文化センター条例の一部を改正する条例

	ページ
1 条例改正の概要	1
2 ヴィラ・オリンピカ伊王島の概要	1
3 用途廃止検討の経緯	3
4 用途廃止後の活用等	5
5 条例新旧対照表	7



1 条例改正の概要

(1) 改正理由及び内容

伊王島地区には現在コミュニティ活動施設として、ヴィラ・オリムピカ伊王島と伊王島開発総合センターが設置されている。これらについて、地域での利用状況及び施設の状況から、伊王島開発総合センターに統合することとし、ヴィラ・オリムピカ伊王島を令和4年3月31日をもって廃止するため、関係条文の削除等を行う。

(2) 施行日 令和4年4月1日



2 ヴィラ・オリムピカ伊王島の概要

(1) 設置目的 文化的教養の向上及び  
社会教育の振興を図る。

(2) 設置年月日 平成5年11月

(3) 所在地 長崎市伊王島町1丁目甲3272番地

(4) 構造 鉄筋コンクリート造平家建

(5) 床面積 1,374㎡

(6) 主な施設内容

施設名	面積	利用料金等	
多目的ホール	550㎡	卓球(1台につき)	1時間につき 534円
		バドミントン(1面につき)	1時間につき 534円
		その他	1時間につき 1,613円
フィットネスルーム	99.85㎡	当日券	1人1回につき 324円
		回数券(11回分)	3,240円
図書室	233.2㎡	一般閲覧室、児童閲覧室	蔵書数 14,050冊※

※令和3年3月現在

(7) 開館時間 4月～10月 午前10時～午後6時30分  
11月～3月 午前10時～午後6時

(8) 休館日 毎週月曜日、1月1日～3日、12月29日～31日

(9) 運営形態 指定管理者制度導入  
指定管理者：(株)KPG HOTEL&RESORT  
指定期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日

(10) 利用者数

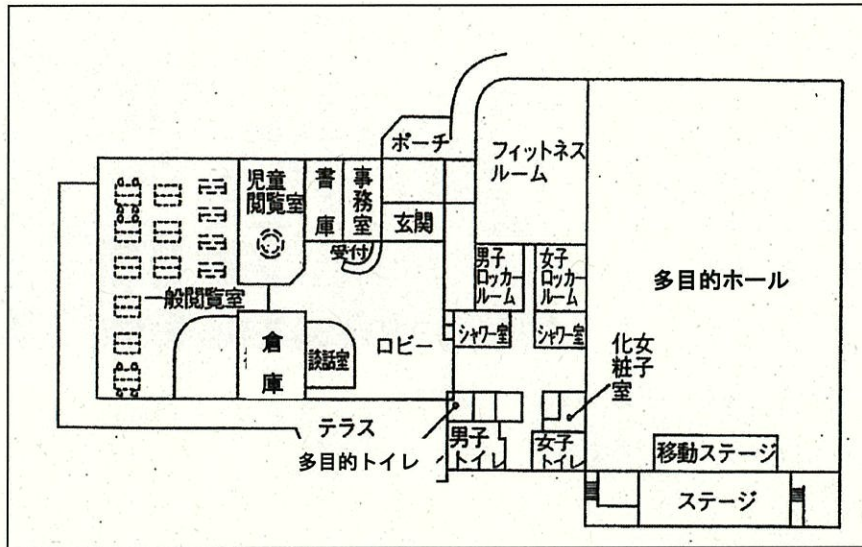
ア ヴィラ・オリムピカ伊王島図書室の利用状況

年度	利用者数	貸出者数		貸出点数	資料点数
		年間総数	1日平均		
令和2年度	1,446人	519人	1.9人	1,637点	14,050点
令和元年度	2,636人	808人	2.6人	2,289点	13,754点
平成30年度	2,840人	739人	2.4人	1,924点	13,988点

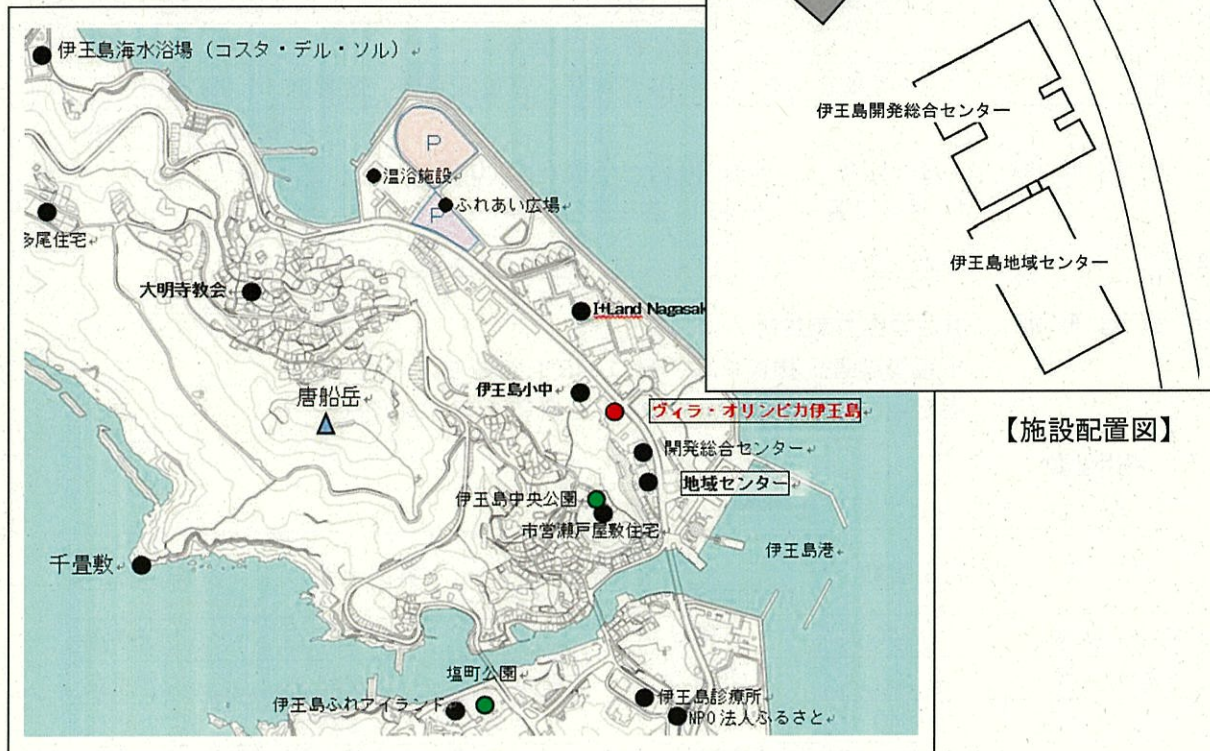
イ ヴィラ・オリンピカ伊王島多目的ホール、フィットネスルームの利用状況

年度	多目的ホール		フィットネスルーム	
	島内	島外	島内	島外
令和2年度	172人 (3%)	6,190人 (97%)	12人 (10%)	103人 (90%)
令和元年度	425人 (4%)	10,074人 (96%)	33人 (14%)	197人 (86%)
平成30年度	82人 (1%)	8,461人 (99%)	14人 (8%)	156人 (92%)

(11) 平面図



(12) 位置図



【施設配置図】

### 3 用途廃止検討の経緯

**【伊王島地区のコミュニティ活動施設の現状】**  
 同規模のコミュニティ活動施設が2か所配置されている。  
 ・ヴィラ・オリムピカ伊王島 ・伊王島開発総合センター

**【今後の施設の見直しの方向性を決定】**  
 「公共施設の将来のあり方を考える市民対話（平成30年）」で出された意見を参考に、見直しの方向性を決定。  
 ・伊王島開発総合センター → 伊王島地区のコミュニティ活動施設として継続。  
 （主に公民館講座や地域行事の場として利用されているため）  
 ※ヴィラ・オリムピカ伊王島 → 図書機能を伊王島開発総合センターに移設したうえで、売却等の有効活用を図る。

**【図書室の移転場所】**

**条件** ・児童生徒の学習スペースを確保できる広さ（約80㎡、蔵書数7,000冊程度）  
 ・あらゆる年齢層が利用できるよう、1階に設置

↓

**伊王島地域センター1階余剰スペースを活用**

**【地域からの要望】**

- ・書架やテーブルはヴィラ・オリムピカ伊王島のものをできる限り活用。
- ・子どもが本を読みながら楽しめる場所の確保。

↓

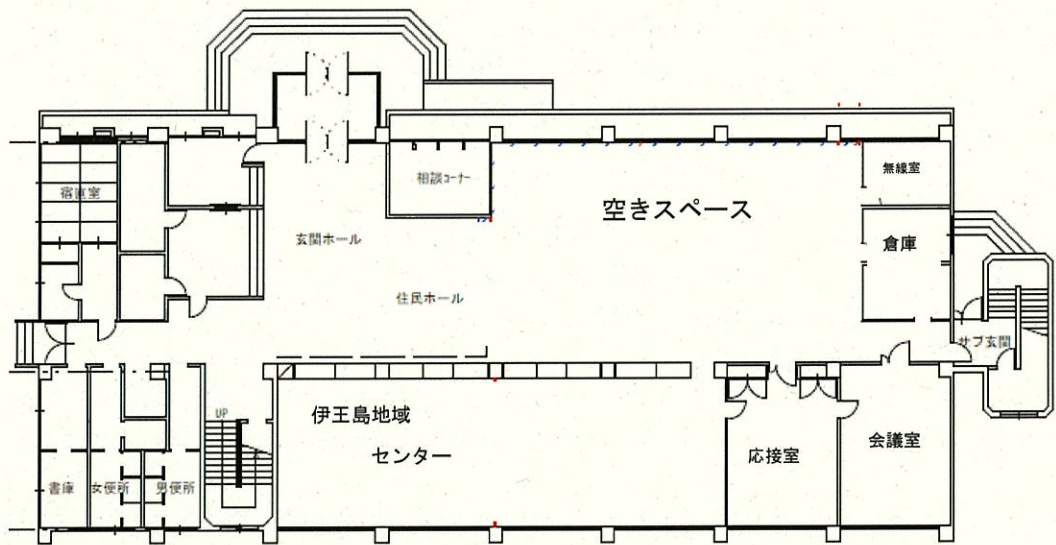
書架やテーブルで移設可能なものはできる限り利用。キッズスペースを設ける。

#### (1) 地元協議等の経過

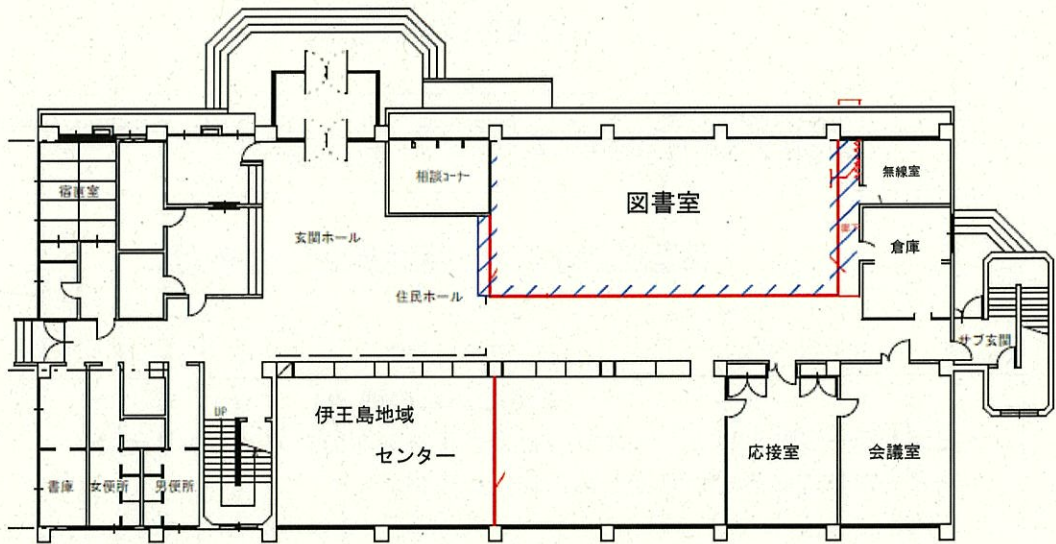
説明会	開催年月	内容及び結果
公共施設の将来のあり方を考える市民対話	H30年11月、12月、 H31年1月（計3回）	伊王島地区では、コミュニティ活動に利用できる施設として、伊王島開発総合センターを適正に管理する。
伊王島地区 行政課題検討会	R2年7月、9月、10月 （計3回）	ヴィラ・オリムピカ伊王島の用途廃止後の図書室の設置場所は、伊王島地域センターの余剰スペースとする。
長崎市公共施設マネジメント「高島・伊王島・香焼・深堀地区計画（案）」策定に係るアンケート	R2年11月～12月	ヴィラ・オリムピカ伊王島については、図書機能を近隣施設へ移設のうえ、売却等の有効活用を図る方向性については意見なし。

(2) 図書室のレイアウト案 (伊王島地域センター1階)

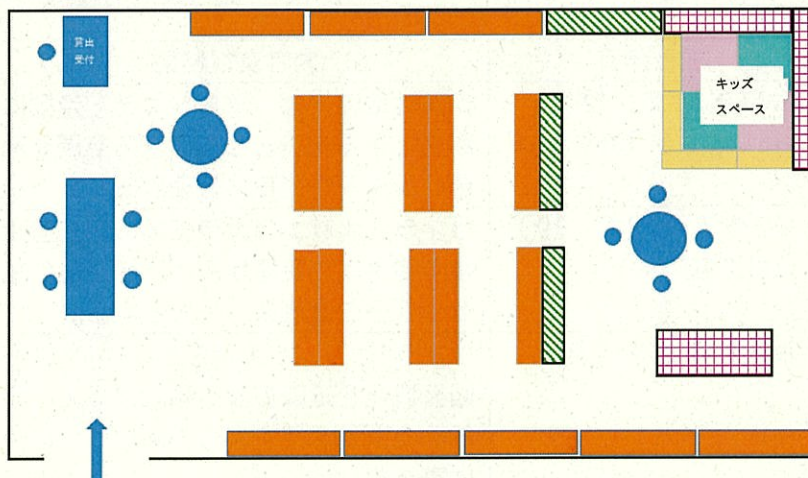
【改修前】



【改修後】



【改修後図書室イメージ】



- : 一般図書(約 5,700 冊)
- : 児童書(約 1,000 冊)
- : 絵本(約 300 冊)

#### 4 用途廃止後の活用等

市長部局において、売却を含めた有効活用について検討を行う。

また、用途廃止後の活用内容によっては、国庫補助金相当額を上限に補助金の返還が必要となる場合がある。

#### 【参考】

##### 1 伊王島開発総合センターの概要

- (1) 設置目的 産業及び社会教育の振興、保健福祉の増進並びにコミュニティ活動の推進を図る。
- (2) 設置年月日 昭和 55 年 10 月
- (3) 所在地 長崎市伊王島町 1 丁目甲 3 2 7 2 番地
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- (5) 床面積 1,188 m<sup>2</sup>
- (6) 主な施設内容



施設名	面積	料金	
		午前 9 時から 午後 5 時まで (3 時間以内)	午後 5 時から 午後 10 時まで (3 時間以内)
会議室 1	253.5 m <sup>2</sup>	2,702 円	3,237 円
会議室 2	54 m <sup>2</sup>	544 円	754 円
研修室 1	56 m <sup>2</sup>	544 円	754 円
研修室 2	31 m <sup>2</sup>	544 円	754 円
和室	56 m <sup>2</sup>	544 円	754 円
調理実習室	56 m <sup>2</sup>	1,079 円	1,623 円

- (7) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで  
(ただし、新設する図書室は午前 9 時から午後 5 時まで)
- (8) 休館日 毎週月曜日、1 月 1 日～3 日、12 月 29 日～31 日、8 月 15 日及び 16 日
- (9) 運営形態 直営 (管理業務委託)

##### 2 伊王島地区の人口

- (1) 伊王島地区人口 (単位：人)

	世帯数	総数	男	女
令和 3 年 4 月末※ 1	432	663	308	355
平成 5 年 10 月 1 日 ※ 2	500	1,144	500	644

※ 1 住民基本台帳に基づく人口及び世帯数

※ 2 平成 2 年国勢調査結果に基づく推計人口及び世帯数

## (2) 5歳毎町別人口（令和3年4月末日現在※）

（単位：人）

0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳
6	10	18	17	24	22	16

35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳
10	20	27	47	39	38	61

70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90-94歳	95-99歳	100歳以上
81	63	67	55	30	11	1

※ 住民基本台帳に基づく人口



5 長崎市文化センター条例 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正後 (案)																				
平成 16 年 9 月 30 日 条例第 43 号	平成 16 年 9 月 30 日 条例第 43 号																				
第 1 条 (略) (名称及び位置)	第 1 条 (略) (名称及び位置)																				
第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市ヴィラ・オリ ンピカ伊王島</td> <td>長崎市伊王島町 1 丁目 甲 3 2 7 2 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市野母崎文化 センター</td> <td>長崎市野母町 5 5 5 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市琴海文化セ ンター</td> <td>長崎市長浦町 3 7 7 7 番地 9</td> </tr> <tr> <td>長崎市琴海南部文 化センター</td> <td>長崎市琴海村松町 7 0 3 番 地 1 4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市ヴィラ・オリ ンピカ伊王島	長崎市伊王島町 1 丁目 甲 3 2 7 2 番地	長崎市野母崎文化 センター	長崎市野母町 5 5 5 番地	長崎市琴海文化セ ンター	長崎市長浦町 3 7 7 7 番地 9	長崎市琴海南部文 化センター	長崎市琴海村松町 7 0 3 番 地 1 4	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>長崎市野母崎文化 センター</td> <td>長崎市野母町 5 5 5 番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市琴海文化セ ンター</td> <td>長崎市長浦町 3 7 7 7 番地 9</td> </tr> <tr> <td>長崎市琴海南部文 化センター</td> <td>長崎市琴海村松町 7 0 3 番 地 1 4</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(削除)		長崎市野母崎文化 センター	長崎市野母町 5 5 5 番地	長崎市琴海文化セ ンター	長崎市長浦町 3 7 7 7 番地 9	長崎市琴海南部文 化センター	長崎市琴海村松町 7 0 3 番 地 1 4
名称	位置																				
長崎市ヴィラ・オリ ンピカ伊王島	長崎市伊王島町 1 丁目 甲 3 2 7 2 番地																				
長崎市野母崎文化 センター	長崎市野母町 5 5 5 番地																				
長崎市琴海文化セ ンター	長崎市長浦町 3 7 7 7 番地 9																				
長崎市琴海南部文 化センター	長崎市琴海村松町 7 0 3 番 地 1 4																				
名称	位置																				
(削除)																					
長崎市野母崎文化 センター	長崎市野母町 5 5 5 番地																				
長崎市琴海文化セ ンター	長崎市長浦町 3 7 7 7 番地 9																				
長崎市琴海南部文 化センター	長崎市琴海村松町 7 0 3 番 地 1 4																				
(ヴィラ・オリンピカに係る指定管理者による管理)																					
第 3 条 <u>教育委員会は、長崎市ヴィラ・オリンピカ伊王島(以下「ヴィラ・オリンピカ」という。)の管理を地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、教育委員会が指定するもの(以下「ヴィラ・オリンピカの指定管理者」という。)に行わせる。</u>	(削除)																				
2 <u>教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</u>																					
3 <u>ヴィラ・オリンピカの指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</u>																					
4 <u>教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものの中から最も適当と認めるものをヴィラ・オリンピカの指定管理者として指定する。</u>																					
(1) <u>市民の平等利用を確保することができるものであること。</u>																					
(2) <u>ヴィラ・オリンピカの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</u>																					
(3) <u>ヴィラ・オリンピカの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u>																					
(4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める条件</u>																					
(ヴィラ・オリンピカの指定管理者が行う業務)																					
第 4 条 <u>ヴィラ・オリンピカの指定管理者は、次</u>	(削除)																				

に掲げる業務を行うものとする。

(1) ヴィラ・オリンピカの利用の許可その他のヴィラ・オリンピカの利用に関する業務

(2) ヴィラ・オリンピカの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、ヴィラ・オリンピカの運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第5条 センター（ヴィラ・オリンピカ及び長崎市野母崎文化センターを除く。）の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

2 ヴィラ・オリンピカの開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得てヴィラ・オリンピカの指定管理者が定める。

3 長崎市野母崎文化センター（以下「野母崎文化センター」という。）の開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者（長崎のもざき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下「野母崎文化センターの指定管理者」という。）が定める。

4 前2項の承認の基準は、ヴィラ・オリンピカ及び野母崎文化センターの利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。  
(利用の許可)

第6条 センターの別表第1から別表第3までに掲げる施設（以下単に「施設」という。）を利用しようとする者は、教育委員会（ヴィラ・オリンピカにあってはヴィラ・オリンピカの指定管理者、野母崎文化センターにあっては野母崎文化センターの指定管理者。以下この条、第12条、第13条及び第16条第1項において同じ。）の許可を受けなければならない。

2～3 (略)

(使用料)

第7条 利用の許可を受けた者（ヴィラ・オリンピカ及び野母崎文化センターに係るものを除く。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 (略)

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(ヴィラ・オリンピカの利用料金)

(開館時間及び休館日)

第3条 センター（長崎市野母崎文化センター（以下「野母崎文化センター」という。）を除く。）の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(削除)

2 野母崎文化センターの開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者（長崎のもざき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）が定める。

3 前項の承認の基準は、野母崎文化センターの利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。  
(利用の許可)

第4条 センターの別表第1及び別表第2に掲げる施設（以下単に「施設」という。）を利用しようとする者は、教育委員会（野母崎文化センターにあっては、指定管理者。以下この条、第10条、第11条及び第14条第1項において同じ。）の許可を受けなければならない。

2～3 (略)

(使用料)

第5条 利用の許可を受けた者（野母崎文化センターに係るものを除く。）は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 (略)

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条 利用の許可を受けた者（ヴィラ・オリンピックカの利用に係るものに限る。）は、ヴィラ・オリンピックカの利用に係る料金（以下「ヴィラ・オリンピックカの利用料金」という。）をヴィラ・オリンピックカの指定管理者に支払わなければならない。

2 ヴィラ・オリンピックカの利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案してヴィラ・オリンピックカの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係るヴィラ・オリンピックカの利用料金については、ヴィラ・オリンピックカの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、ヴィラ・オリンピックカの指定管理者にヴィラ・オリンピックカの利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（野母崎文化センターの利用料金）

第10条の2 利用の許可を受けた者（野母崎文化センターの利用に係るものに限る。）は、野母崎文化センターの利用に係る料金（以下「野母崎文化センターの利用料金」という。）を野母崎文化センターの指定管理者に支払わなければならない。

2 野母崎文化センターの利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して野母崎文化センターの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る野母崎文化センターの利用料金については、野母崎文化センターの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、野母崎文化センターの指定管理者に野母崎文化センターの利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（ヴィラ・オリンピックカの利用料金の減免）

第11条 ヴィラ・オリンピックカの指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、ヴィラ・オリンピックカの利用料金を減免することができる。

（野母崎文化センターの利用料金の減免）

第11条の2 野母崎文化センターの指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、野母崎文化センターの利用料金を減免することができる。

（特別の設備等）

第12条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けて特別の設備をすることができる。

（削除）

（利用料金）

第8条 利用の許可を受けた者（野母崎文化センターの利用に係るものに限る。）は、野母崎文化センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（削除）

（利用料金の減免）

第9条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

（特別の設備等）

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けて特別の設備をすることができる。

第13条 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第15条 利用者は、許可された利用目的以外に施設を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市、ヴィラ・オリンピックの指定管理者及び野母崎文化センターの指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第17条 利用者は、施設の利用を終わったとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

2 (略)

(入館の制限)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(損害賠償)

第19条 センターの建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第20条 センター(ヴィラ・オリンピック及び野母崎文化センターを除く。)に、所長その他必要な職員を置く。

(教育委員会による管理)

第21条 教育委員会は、ヴィラ・オリンピックの指定管理者の指定をすることができないとき、又はヴィラ・オリンピックの指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 市長及び教育委員会は、野母崎文化センターの指定管理者を指定することができないとき、又は野母崎文化センターの指定管理者の指定

第11条 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な設備をすることを命ずることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用目的以外の利用の禁止)

第13条 利用者は、許可された利用目的以外に施設を利用してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第15条 利用者は、施設の利用を終わったとき、又はその利用を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用の場所を原状に復さなければならない。

2 (略)

(入館の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(損害賠償)

第17条 センターの建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第18条 センター(野母崎文化センターを除く。)に、所長その他必要な職員を置く。

(教育委員会による管理)

第19条 (削除)

市長及び教育委員会は、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務

を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、恐竜パーク条例第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

の停止を命じたときは、恐竜パーク条例第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2. 前項の場合における第3条第2項、第4条第1項、第8条第1項及び第3項、第9条、第14条第2項、前条並びに別表第2の規定の適用については、第3条第2項中「教育委員会の承認を得て指定管理者（長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第4条第1項中「教育委員会（野母崎文化センターにあっては、指定管理者。以下この条、第10条、第11条及び第14条第1項において同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、第8条第1項中「野母崎文化センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第9条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第14条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、前条中「センター（野母崎文化センターを除く。）」とあるのは「センター」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第3条第3項並びに第8条第2項及び第4項の規定は適用しない。

(削除)

3. 第1項の場合における第5条第2項、第6条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条、第16条第2項、前条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第2項中「教育委員会の承認を得てヴィラ・オリンピカの指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第6条第1項中「教育委員会（ヴィラ・オリンピカにあってはヴィラ・オリンピカの指定管理者、）」とあるのは「教育委員会」と、第10条第1項中「ヴィラ・オリンピカの利用に係る料金（以下「ヴィラ・オリンピカの利用料金」という。）をヴィラ・オリンピカの指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「ヴィラ・オリンピカの利用料金については、ヴィラ・オリンピカの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「ヴィラ・オリンピカの指定管理者は、

あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、ヴィラ・オリンピカの利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第16条第2項中「市、ヴィラ・オリンピカの指定管理者及び野母崎文化センターの指定管理者」とあるのは「市及び野母崎文化センターの指定管理者」と、前条中「センター（ヴィラ・オリンピカ及び）」とあるのは「センター（）」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第4項（ヴィラ・オリンピカに係るものに限る。）並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。

4 第2項の場合における第5条第3項、第6条第1項、第10条の2第1項及び第3項、第11条の2、第16条第2項、前条並びに別表第3の規定の適用については、第5条第3項中「教育委員会の承認を得て指定管理者（長崎のもぎき恐竜パーク条例（令和2年長崎市条例第46号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下「野母崎文化センターの指定管理者」という。）が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第6条第1項中「教育委員会（ヴィラ・オリンピカにあつてはヴィラ・オリンピカの指定管理者、野母崎文化センターにあつては野母崎文化センターの指定管理者）」とあるのは「教育委員会（ヴィラ・オリンピカにあつてはヴィラ・オリンピカの指定管理者」と、第10条の2第1項中「野母崎文化センターの利用に係る料金（以下「野母崎文化センターの利用料金」という。）を野母崎文化センターの指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「野母崎文化センターの利用料金については、野母崎文化センターの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条の2中「野母崎文化センターの指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、野母崎文化センターの利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第16条第2項中「市、ヴィラ・オリンピカの指定管理者及び野母崎文化センターの指定管理者」とあるのは「市及びヴィラ・オリンピカの指定管理者」と、前条中「センター（ヴィラ・オリンピカ及び野母崎文化センター）」とあるのは「センター（ヴィラ・オリンピカ）」と、別表第3中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第4項（野母崎文化センターに係るものに限る。）並びに第10条の2第2項及び第4項の規定は適用しない。

5 教育委員会は、第1項若しくは第2項の規定により管理の業務を行うこととし、又は第1項

(削除)

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っ

若しくは第2項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第23条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

別表第1 (第7条関係)

(表略)

別表第2 (第10条関係)

区分		金額
多目的ホ ール	卓球(1台につき)	円 1時間につき 534
	バドミントン(1面 につき)	1時間につき 534
	その他	1時間につき 1,613
フィット ネスル ム	当日券	1人1回につき 324
	回数券(11回分)	3,240

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額(備考2の適用があるときは、当該適用後の額)の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第3 (第10条の2関係)

(表略)

ている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第21条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(表略)

(削除)

別表第2 (第8条関係)

(表略)